平成２１年（フ）第１８３６号
広島市西区井口４丁目46番20―107号
債務者　岡本　昭夫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５９号
広島県安芸郡海田町畝２丁目７番31―８号
債務者　吉岡　　太
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１６号
広島市中区富士見町15番19―502号
債務者　香川ローズマリーこと　ＫＡＧＡＷＡ　ＲＯＳＥＭＡＲＩＥ　ＲＯＳＡＬＥＳ
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２９号
広島県安芸郡府中町八幡２丁目13番17―８号１号
債務者　庄司　照美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５５号
広島県東広島市安芸津町木谷387番地52
債務者　竹前　靖子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５号
愛媛県四国中央市土居町上野甲336番地１
債務者　藤田　美佳
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２１５号
愛媛県四国中央市土居町天満2300番地
債務者　小西　基樹
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２２０号
愛媛県新居浜市黒島２丁目７番60号
債務者　小野　和美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第８７６号
高知市高見町401番地１　２Ｆ
債務者　岡村　信沖
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７７号
高知市高見町401番地１　２Ｆ
債務者　尾﨑　照子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７８号
高知市介良570番地　県住介良団地８号棟105
債務者　岡村　里美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８８２号
高知県吾川郡いの町3520番地
債務者　大黒　　明
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８９４号
高知県香南市野市町みどり野東３丁目10番地
債務者　公文　早苗
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９００号
高知県土佐郡土佐町土居252番地
債務者　藤田　千里
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９０３号
高知市昭和町８番18―510号　昭和町コミュニティ住宅、申立時の住所高知市相模町13番６号　シャトレー201号
債務者　嶋岡　珠里
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９５８号
高知市神田185番地36
債務者　岡村　修誠
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６２号
高知市愛宕町２丁目22番14号　愛宕コーポ201号
債務者　岡田　英男
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２号
高知県須崎市東糺町１番27号
債務者　倉内　　剛
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高知地方裁判所須崎支部